

横浜の子どもたちにこれだけは今すぐに!

横浜市長 林 文子 様

子どもたちの権利を保障するための要請書

要請理由

横浜市は20ある政令指定都市で唯一、中学校給食を実施していません。また、少人数学級の実現や小児医療費の拡充なども県内の自治体や他の政令指定都市と比べて、とても低い水準にあります。子どもたちの豊かな育ちが横浜の輝かしい未来を保障します。

私たちは「子育てするなら横浜で」と、他の自治体の住民から言われるくらいに、子どもにも大人にも優しい、子育てしやすい環境を横浜市で実現したいと願っています。「日本国憲法」、「児童憲章」、「子どもの権利条約」に基づいて、今すぐに要請項目を実現してください。



切り取線

子どもを守る横浜各界連絡会

2018年 月 日

連絡先

〒220-0031 横浜市西区宮崎町25
TEL.045-241-0005
FAX.045-241-4987

取扱い団体

事務局団体

- 横浜子どもを守る会
- 横浜学童保育連絡協議会
- 横浜保育問題協議会
- 子ども・教育・くらしを守る横浜教職員の会
- 横浜市立高等学校教職員組合
- 横浜市従業員労働組合

留守家庭の子どもたちの安全で豊かな放課後のために

学童保育の充実と発展を求める要望書

要望項目

横浜の学童保育は、1963（昭和38）年に開始されて以来55年が経ち、1997（平成9）年には学童保育が児童福祉法に位置づけられ、2013（平成25）年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づいて、ここ横浜市でも子ども子育て支援事業計画の柱としての放課後児童育成事業として、新たなスタートを切りました。現在では市内に228か所の学童保育が運営され、10,436名（4月1日現在）の留守家庭児童が通っています。

一方、低学年児童について、全校児童に対する学童保育（放課後キッズクラブの留守家庭登録を含む）の登録児童数の割合が、全国平均に対して横浜市は半分に満たないことがわかりました。横浜の学童保育の保護者負担金が高額なことが大きな要因です。

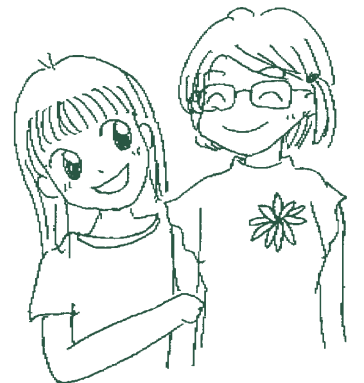
経済的な理由から学童保育を利用できないことはあってはならないことです。

ひとり親家庭等への保育料の減免制度を独自に実施しているクラブが多くあり、補助金を超えた家賃に月10万円近く保護者が負担しているクラブもあります。これらのことが、横浜市の保育料を引き上げています。

また、条例基準の経過措置期間は残り1年半となりましたが、まだ面積基準（児童一人当たり1.65㎡）や耐震基準が適合できていないクラブは90か所近くあります。

移転が進まない理由としては、家賃補助金に見合う物件がなかったり、耐震基準を証明する検査済証がないことや放課後キッズクラブが開設した後の児童数の増減が見通せないこと等々です。

市として、効果的な施策が実施できるまでの間、経過措置期間を延長することで、すべての児童が学童保育を安心して利用し続けることができます。2019（平成31）年度予算編成にあたり、以上の要望に沿った予算措置を講じてください。



要望団体 横浜学童保育連絡協議会・横浜市従学童保育指導員支部

連絡先 〒231-0027 横浜市 中区 扇町 3-8-7 三平ビル201

TEL 045-662-7244 FAX 045-663-4118 E-mail:hama_gkd@d3.dion.ne.jp

取扱い
団体

2018年 月 日

